

議会運営委員会

令和3年9月2日（木）

午前9時57分開会

○仲委員長 おはようございます。

ただいまから議会運営委員会を開催いたします。

なお、本日濱中委員は所用のため欠席であります。

本日の会議は、第3回市議会定例会の提出議案について、二つ目が発議について、三つ目が選挙等についてでございます。

まず初めに、市長から御挨拶があります。

○加藤市長 おはようございます。

本日は、令和3年第3回定例会のための議会運営委員会を開催していただきまして、誠にありがとうございます。

さて、本定例会に上程いたします議案等につきましては、議案第47号、尾鷲市過疎地域持続的発展支援に伴う固定資産税の特例措置に関する条例の制定についてから、議案第61号、尾鷲市教育委員会委員の任命についてまでの議案15件で、議案の内訳としましては、条例制定及び条例の一部改正が3件、補正予算及び決算関係の議案が9件、その他2件、同意案件が1件であります。また、諮問第2号から諮問第4号までの人権擁護委員候補者の推薦についての諮問が3件、報告第5号、専決処分事項の承認についてと、報告第6号、令和2年度健全化判断比率及び令和2年度資金不足比率の報告についての報告が2件であります。

これら提出議案等の詳細につきましては、総務課長より説明いたさせます。よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。

○仲委員長 ありがとうございます。

それでは、事項書に沿って議事を進めてまいります。

一つ目の提出議案について。

○竹平総務課長 それでは、今回提案しております議案等について御説明をさせていただきます。

議案書の1ページを御覧ください。

通知をさせていただきます。

議案第47号、尾鷲市過疎地域持続的発展支援に伴う固定資産税の特例措置に関

する条例の制定についてにつきましては、過疎地域自立促進特別措置法が令和3年3月31日をもって失効し、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が新たに制定されたことに伴い、尾鷲市過疎地域自立促進対策に伴う固定資産税の特例措置に関する条例を廃止し、本市が定める持続的発展計画において産業振興促進区域内における振興すべき業種で定められた製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業、または旅館業の対象となる業種の用に供する施設、設備の取得等をしたものに係る固定資産税の課税免除に関し必要な事項を定めるため条例を制定するものでございます。

次に、4ページの議案第48号、尾鷲市個人情報保護条例及び尾鷲市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてにつきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が改正され、同法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムの設置・管理主体が総務大臣から内閣総理大臣に変更されたことに伴い、尾鷲市個人情報保護条例第21条の2で定める情報提供等記録の訂正を実施した場合の通知先である総務大臣を内閣総理大臣に、同法第19条に第4号として、特定個人情報を提供できる場合として従業者等であったものが、他の使用者等における従業者になった場合において、当該事業者等の同意を得て他の使用者等に対し、その個人番号関係事務を処理するために必要な限度で当該事業者等の個人番号を含む特定個人情報を提供することが可能となる項目が新たに1号追加されたため、同条を引用している条文を改正するものでございます。

次に、6ページの議案第49号、尾鷲市半島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置に関する条例の一部改正についてにつきましては、半島振興法第17条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の改正により固定資産税の特例措置の期間が2年間延長されたことにより、第2条中令和3年3月31日を令和5年3月31日に、また、租税特別措置法及び租税特別措置法施行令の改正により引用している条文を改正するものでございます。

次に、8ページの議案第50号、令和3年度尾鷲市一般会計補正予算（第8号）の議決についてから、11ページの議案第53号、令和3年度尾鷲市病院事業会計補正予算（第1号）の議決についてまでの4議案につきましては、お手元に配付の一般会計補正予算（第8号）主要事項説明の1ページを御覧ください。

通知をさせていただきます。

今回の補正予算計上額は、予算集計表に記載のとおり、一般会計で6億9,00

6万6,000円、国民健康保険事業会計で4,213万9,000円、後期高齢者医療事業会計で549万6,000円をそれぞれ追加するものでございます。また、病院事業会計では、歳入で4億6,060万8,000円、歳出で1,688万2,000円をそれぞれ追加し、これにより各会計を含めた予算総額を195億5,788万9,000円とするものでございます。

それでは、2ページを御覧ください。

一般会計の歳入の主なものについて御説明いたします。

10款地方交付税は、普通交付税の額の確定により3億8,058万4,000円を増額するものでございます。増額の主な要因は、令和2年度国勢調査による人口減少の影響等を踏まえ、臨時財政対策債との合算額で前年度比約1億円の減額を見込んでおりましたが、本年度の算定において地域デジタル社会推進費が新たに参入されたことなど人口減少影響額を大幅に上回る増額があったことが主な要因でございます。

14款国庫支出金278万円の増額は、新型コロナウイルス感染症対策用消耗品等の購入に対する保育対策総合支援事業費補助金114万6,000円及び避難路沿道建築物耐震診断事業費補助金110万円の追加が主なものでございます。

15款県支出金62万3,000円の増額は、大曽根浦漁港西網干場舗装工事に対する県単漁港改良事業補助金120万円、三重県海岸漂着物等対策事業補助金160万円の追加、森林環境保全直接支援事業補助金285万7,000円の減額が主なものでございます。

16款財産収入642万2,000円の増額は、立木売払収入でございます。

17款寄附金2,660万円の増額は、ヤフージャパン地域カーボンニュートラル促進プロジェクトにおいて採択された、みんなの森プロジェクト事業に対する地方創生応援寄附金2,560万円及び市内1業者から災害等対策寄附金として100万円の御寄附をいただいたものでございます。

18款繰入金665万7,000円の増額は、尾鷲都市計画火葬場事業の本年度事業費に対する都市計画事業基金繰入金500万円及び前年度精算金として国民健康保険事業会計から154万円、後期高齢者医療事業会計から11万7,000円をそれぞれ繰り入れるものでございます。

19款繰越金2億9,394万4,000円の増額は、令和2年度決算に伴う繰越金でございます。

20款諸収入619万6,000円の増額は、受託造林事業収入682万8,000

0円の増額が主なものでございます。

21款市債3,360万円の減額は、臨時財政対策債発行可能額の確定による4,590万円の減額、一般林道整備事業債700万円の増額等が主なものでございます。

次に、歳出について御説明いたします。

3ページを御覧ください。

各款別の補正額は一覧表に記載のとおりでございます。このうち主なものについて、次の4ページで御説明をさせていただきます。

総務費の財産管理費は、基金積立金として財政調整基金積立金5億3,909万8,000円のほか、尾鷲みどりの基金積立金345万5,000円、ふるさと応援基金積立金429万8,000円、都市計画事業基金積立金323万5,000円、御寄附いただいた分の災害等対策基金100万円の追加等、記載のとおり各基金に積み立てるものでございます。

コミュニティセンター費は、梶賀コミュニティセンターの空調設備改修工事請負費428万7,000円の追加でございます。

民生費は、各事業における前年度精算金のほか、老人福祉費で、聖光園事務室・面会室空調設備改修工事請負費148万5,000円の追加、児童措置費で、各保育園等への新型コロナウイルス感染症対策支援事業補助金250万1,000円の追加が主なものでございます。

5ページを御覧ください。

衛生費で、中川・矢の浜幹線下水道浚渫工事請負費400万円の追加、農林水産業費では、林道大根須賀利線舗装工事請負費700万円の追加、管理費では、森林環境保全直接支援事業業務委託料462万円の減額と、森林整備業務委託料672万円の増額、また、みんなの森プロジェクト事業として、森林整備業務委託料1,780万円及びみんなの森プロジェクト推進業務委託料671万円の追加が主なものでございます。

漁港管理費では、漁港漂着物処理業務委託料202万円の追加、漁港建設費では、大曾根浦漁港西網干場舗装工事請負費310万円の追加でございます。

商工費は、開催中止決定に伴うウォーキング大会運営委託料160万円の皆減でございます。

土木費は、市内各所道路改良工事請負費1,500万円の増額、住宅管理費で、避難路沿道建築物耐震診断補助金220万円の追加でございます。

消防費は、常備消防費で三重紀北消防組合負担金168万1,000円の減額でございます。

6ページを御覧ください。

教育費は、事務局費で、タブレットパソコンを自宅で利用する際にかかる授業目的公衆送信補償金6万9,000円の追加が主なものでございます。

公債費は、令和2年度の起債額とのその利率の確定などにより公債費元金で144万6,000円の増額、公債費利子で564万3,000円の減額でございます。

続きまして、7ページ、債務負担行為補正の追加でございますが、尾鷲市立養護老人ホーム聖光園指定管理料及び尾鷲市地域資源活用総合交流施設指定管理料で、来年度以降における事業の円滑な執行のための債務負担行為を設定するものであり、期間及び限度額につきましては記載のとおりでございます。

続きまして、8ページ、国民健康保険事業特別会計では、4,213万9,000円を追加し、歳入歳出総額を22億8,083万1,000円とするものでございます。

歳入の主なものにつきましては、前年度からの繰越金4,145万7,000円の増額でございます。

歳出は、6款基金積立金1,984万7,000円の増額、8款諸支出金、普通交付金前年度精算金2,050万8,000円の追加等、2,229万2,000円の追加でございます。

9ページを御覧ください。

後期高齢者医療事業特別会計は549万6,000円を追加し、歳入歳出総額を6億7,015万2,000円とするものでございます。

歳入は前年度からの繰越金549万6,000円の増額でございます。

歳出は、広域連合負担金537万9,000円の増額が主なものでございます。

10ページを御覧ください。

病院事業会計でございます。

収益的収入及び支出では、医業外収益で新型コロナウイルス感染症対策の補助金4億4,012万9,000円の増額等、4億4,450万8,000円の増額でございます。

支出では、医業外費用で控除対象外消費税の増額等により73万1,000円の増額でございます。

資本的収入及び支出では、収入で医療機器整備事業債の増額により企業債が1,

610万円の増額でございます。

支出では、関節鏡ビデオカメラシステム等、医療機器購入費の増額による建設改良費1,615万1,000円の増額でございます。

次に、債務負担行為でございますが、MRI更新事業の追加で、来年度以降における事業の円滑な執行のため債務負担行為を設定するものでございます。

以上をもちまして、議案第50号から議案第53号までの4議案の説明とさせていただきます。

次に、議案書に戻りまして、12ページを御覧ください。

通知をさせていただきます。

議案第54号、令和2年度尾鷲市一般会計歳入歳出決算の認定についてから、14ページの議案第56号、令和2年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの3議案につきましては、いずれも地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

次に、議案第57号、令和2年度尾鷲市病院事業会計決算の認定についてと、議案第58号、令和2年度尾鷲市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定についての2議案につきましては、地方公営企業法第30条第4項の規定により、監査委員の審査に付し、その意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

また、決算に係る歳入歳出決算主要説明書、決算参考資料主要施策の成果及び実績報告書、決算審査意見書等につきましては、タブレットに掲載しておりますので御参照ください。

17ページの議案第59号をお願いいたします。

尾鷲市過疎地域持続的発展計画についてにつきましては、過疎地域自立促進特別措置法が令和3年3月31日をもって失効し、新たに過疎地域における計画的な対策を実施するため令和13年3月31日までの10年間の期限とする過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が制定されたことに伴い、本市において5年間の計画期間とする尾鷲市過疎地域持続的発展計画を定めるため、同法第8条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第60号、尾鷲市都市計画マスタープランについてにつきましては、これまでの計画の策定から10年余りを経過し、本市を取り巻く社会情勢も刻々と変化していることから、現行の計画を見直し、計画を策定するため尾鷲市議会基本条例第9条第2号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第61号、尾鷲市教育委員会委員の任命についてにつきましては、尾鷲市教育委員会委員、濱口精幸氏の任期が本年10月8日に任期満了となることから、教育行政に関し理解があり、人格が高潔で教育及び文化に関し識見も優れた方である田中利保氏を新しく任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

次ページには経歴等を掲載させていただいております。

次に、21ページから27ページまでの諮問第2号から諮問第4号の人権擁護委員候補者の推薦についてにつきましては、本市の人権擁護委員7人のうち3人の委員が本年12月31日に任期満了となることから、人格、識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある田中利保氏、森浦涼子氏を新たに推薦し、平山泉氏を引き続き人権擁護委員に推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

それぞれ経歴等を掲載しておりますので、御参照いただきますようよろしくお願いいたします。

続きまして、議案書の28ページをお願いいたします。

報告第5号、専決処分事項の承認についてにつきましては、三重県知事選挙の執行に係る経費について地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるものでございます。

令和3年度尾鷲市一般会計補正予算書（第7号）及び予算説明書の1ページを御覧ください。

通知をさせていただきます。

第1条第1項にありますとおり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,281万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を98億3,294万1,000円とするものでございます。

3ページを御覧ください。

歳入です。15款県支出金で、三重県知事選挙執行委託金1,281万5,000円の追加でございます。

4ページを御覧ください。

歳出は、2款総務費、4項選挙費で、三重県知事選挙に係る経費として1,281万5,000円の追加でございます。

11ページを御覧ください。

通知をさせていただきます。

歳出の内訳でございますが、主なものとして期日前投票における報酬等187万7,000円、時間外勤務手当等、職員手当等で532万9,000円、選挙広報配布手数料ほか役務費で180万3,000円、選挙ポスター掲示板設置・撤去委託料等、委託料で234万2,000円が主なものでございます。

なお、今回の選挙実施により従前の第5投票区の尾鷲自動車学校につきましては、尾鷲市役所に集約して実施することになりましたので、御了承いただきますようよろしくお願いいたします。

また、このことにつきましては、新田、光ヶ丘地区の投票所を探しておりましたが、駐車場のある場所、また、段差の少ない場所等、条件に見合う施設がなく、新田、光ヶ丘地区の有権者の皆様におかれましては、御不便等をおかけすることになると思いますが、今後、尾鷲市役所を投票所とさせていただくことになりましたので、よろしくお願いいたします。

投票所の変更につきましては、自治会によっては回覧等をしていただいているところもございますが、9月のこの広報にて御案内をさせていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議案書の30ページを御覧ください。

通知をさせていただきます。

報告第6号、令和2年度健全化判断比率及び令和2年度資金不足比率の報告についてにつきましては、本市の令和2年度決算について地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、監査委員の意見をつけて報告するものであり、31ページにありますように実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率においていずれも早期健全化基準を下回っております。

また、公営企業においても各会計とも資金不足が生じておりません。

以上をもちまして、提出議案等の説明とさせていただきます。

○仲委員長 どうもありがとうございました。

以上が第3回定例会提出議案についての説明でございます。

この提出議案について何かございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○仲委員長 ないようでございますので、次に、二つ目の発議について事務局から説明をお願いします。

○高芝議会事務局長 それでは、事項書2番目の発議について、順に御説明を申

し上げます。

最初に、発議第9号、尾鷲市議会基本条例の一部改正について（案）でございますが、同条例第9条に定める議決事件のうち、第2号、都市マスタープランにつきましては、本市の都市づくりの理念、基本方針である将来都市像やまちづくりの考え方を明らかにし、本市の都市計画、まちづくりの総合的な指針となるものでございます。

本マスタープランは策定から約10年が経過し、本市を取り巻く社会情勢や都市環境に変化が生じていること、また、上位計画である三重県の都市計画区域マスタープランが令和2年度に見直しが行われたことなどを踏まえ、本市におきましても昨年度から改正に向け尾鷲市都市計画審議会などで協議を重ね、内容の見直しを行い、今定例会に議案として上程される予定でございますが、本マスタープランが本市の都市計画、まちづくりの総合的な指針、まちづくりの計画であることが市民に対してより分かりやすくなるように、今回、従前の尾鷲市都市マスタープランから尾鷲市都市計画マスタープランに名称を改正するものでございます。

なお、この発議の取扱いでございますが、本定例会にこのマスタープランが議案として上程されますので、定例会初日に上程し議決いただくという取扱いでよろしいか御協議をお願いしたいと思います。

次に、発議第10号をお願いします。

コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書について（案）でございますが、この意見書につきましては、全国市議会議長会より本定例会で採択の上、国会、関係行政庁に提出するなど積極的な取組の依頼があったものでございます。

意見書の要旨でございますが、新型コロナウイルス感染症の蔓延は地域経済にも大きな影響を及ぼしており、地方財政は、本年度はもとより、来年度におきましても引き続き地方税、地方交付税など一般財源が激減し、巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に陥ることが予想され、地方自治体では、長期化する感染症対策をはじめ、地域の防災・減災、雇用の確保、地球温暖化対策などの喫緊の財政需要への対応、医療介護、子育てをはじめとした社会保障関係経費や、公共施設の老朽化対策などの財政需要に見合う財源が求められます。

そのような中、急速な高齢化により社会保障関係経費が毎年度増大している現状を踏まえ、他の地方歳出に不合理なしわ寄せがなされないよう国の責任において十分な地方一般財源総額を確保すること。

次に、固定資産税は市町村税の極めて重要な基幹税であるため、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策等で講じた措置は、本来、国庫補助金など国の責任において対応すべきものであり、特例措置の延長の繰り返しは、償却資産などにつきましては制度の廃止につながりかねず、土地に係る固定資産税について講じた負担調整措置につきましては、固定資産税に対する住民の信頼を失うことにもなりかねないこと。

次に、今後、炭素に係る税を創設する場合、または既存の地球温暖化対策のための税の拡充をする場合には、地方に税源配分をすること。

以上につきまして、令和4年度の予算概算要求、税制改正に向け地方税制の充実確保を強く国に求めるものでございます。

なお、この発議の取扱いでございますが、本定例会最終日である10月4日に上程し議決いただくという取扱いでよろしいか御協議のほうをお願いしたいと思います。

説明は以上でございます。

○仲委員長 発議第9号、第10号の取扱いについて議長からお願いします。

○三鬼議長 先ほど事務長の説明のように、日程的な問題がなければ、発議第9号につきましては当市議会基本条例を変更するというものなので、仲議運委員長に提出者となっていただき、賛成者を議運の各委員の皆さんにお願いしたい。

それから、発議第10号は、提出者のほうを南行政常任委員長にお願いしまして、賛成者として、全委員の皆さん、行政常任委員会各委員の皆さんに、全員にお願いしたい、そういった提出の仕方をお願いしたいと思います。いかがですか。

○仲委員長 ありがとうございます。

発議第9号、第10号について事務局の取扱いについて議長から説明がありましたが、このことについて何か御質問はございますか。ないですね。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○仲委員長 ということで、処理をさせていただきます。

続いて、三つ目の選挙について事務局から御説明をお願いします。

○高芝議会事務局 それでは、次に、選挙第7号、三重県後期高齢者医療広域連合議会の議員の選挙についてでございますが、これは同広域連合規約第8条の規定に基づくもので、本定例会の初日に選挙をお願いするものでございます。

なお、選挙の方法につきましては、従来より投票に代えて地方自治法第118条第2項の規定により、議長による指名推選の方法で選挙していただいておりますの

で、御参考までに申し上げます。

説明は以上でございます。

○仲委員長 選挙第7号についてよろしいですか。

○三鬼議長 選挙第7号についての選出の仕方については、先ほどの局長の言うようにお願いしたいと思うのですが、これまで議会等々の話合いの下、市長を議員として選出しておりましたが、県内の各市町の選出状況等々を勘案した上で、今回、副市長を議長による指名推選の方法で選挙をさせていただきたいと思いますが、異議なければお願いしたいと思います。

○仲委員長 ありがとうございます。

ただいま議長のほうから、選挙第7号については副市長の指名推選ということで説明がありましたが、よろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○仲委員長 続きまして、四つ目の会期及び議事日程(案)について事務局から説明をお願いします。

○高芝議会事務局長 それでは、事項書4番目の会期及び議事日程(案)について説明させていただきます。

会期は、9月9日木曜日から10月4日月曜日までの26日間でございます。

会議はいずれも午前10時開会とさせていただきます。

9月9日に本会議を開会いたしまして、会議録署名議員の指名、会期決定の後、発議上程、提案説明、質疑、討論、採決、これは先ほど説明させていただきました発議第9号、尾鷲市議会基本条例の一部改正についてでございます。

次に、議案上程、提案説明、審議留保、これは先ほど執行部から説明がございました議案第47号、尾鷲市過疎地域持続的発展支援に伴う固定資産税の特例措置に関する条例の制定についてから、議案第60号、尾鷲市都市計画マスタープランについてまでの計14議案についてでございます。

次に、議案上程、提案説明、質疑、討論、採決、これは議案第61号、尾鷲市教育委員会委員の任命についてでございます。

次に、提案説明、質疑、討論、採決、これは諮問第2号から諮問第4号までの人権擁護委員候補者の推薦についての諮問3件についてでございます。

次に、報告、質疑、討論、採決、これは報告第5号、専決処分事項の承認について(令和3年度尾鷲市一般会計補正予算第7号)についてでございます。

次に、報告、質疑、これは報告第6号、令和2年度健全化判断比率及び令和2年

度資金不足比率の報告についてでございます。

翌9月10日金曜日から土日の休会を挟みまして15日水曜日までは議案調査、16日木曜日午前10時より本会議を再開していただきまして、9月9日に上程、提案されております議案に対する質疑の後、所管の常任委員会に付託していただき、その後、一般質問に入っております。

22日水曜日から30日木曜日まで土日等を挟みまして行政常任委員会を開催していただき、付託議案及び所管事項の審査を行っていただきます。

10月1日金曜日は予備日とし、4日月曜日午前10時から本会議を再開していただきまして、付託議案などの委員会における審査結果等の委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論、採決などを行っていただき、閉会となる予定でございます。

委員長、事項書5、6、7について続けて説明させていただいてよろしいですか。

○仲委員長　　どうぞ。

○高芝議会事務局長　　それでは、各発言通告書の提出期限でございますが、事項書5番目の一般質問発言通告書提出期限につきましては、申合せにより9月10日金曜日の午前11時、事項書6番目の議案質疑発言通告書提出期限につきましては、議案第61号及び諮問第2号から第4号、報告第5号、第6号につきましては、開会日前日である9月8日水曜日の午前11時、それ以外の議案につきましては、9月10日金曜日の午前11時、事項書7番目の討論発言通告書提出期限は、議案第61号及び諮問第2号から第4号、報告第5号につきましては、9月8日水曜日の午前11時、それ以外の議案につきましては、10月1日金曜日の午前11時までとさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

なお、ただいま議案付託表（案）のほうを通知させていただきましたので、御確認いただきますようよろしくお願いいたします。

説明は以上でございます。

○仲委員長　　ありがとうございます。

引き続きまして、議案第61号の教育委員会委員の任命についてと決算関連議案に係る説明員の出席について議長から。

○三鬼議長　　議案第61号、尾鷲市教育委員会委員の任命につきましては、これまでの慣例によりまして、議員と接する機会がないということで、この後の全員協議会において御挨拶をいただく予定を立てておりますので、皆さんの御了解をいただければ、そのような形で進めさせていただきたい。

また、委員会付託を省略する、人事案件ということで、そういった取扱いを予定

しておりますので、これは諮問3件についてもそうですが、委員会付託を省略する形で議会運営をさせていただきたいと思っておりますので、この辺についても御意見がございましたらよろしく申し上げます。

それから、行政常任委員会における決算関連議案に係る説明員の出席については、これまでもいろいろお話が出ておりますが、コロナ等もいろいろありますので、出席委員についてもということもあるんですけど、市長、副市長を除く関係する担当課長等で対応していただきまして、市長、副市長等の出席については、案件について委員長が皆さんに諮っていただいて対応するというこれまでの形でいいのかどうかということも皆さんにお諮り願いたいと思っております。

○仲委員長 ありがとうございます。

以上が会期及び議事日程、また、教育委員会の委員の任命とか決算関連議案に係る説明員の出席等の件でございますが、何かこの件について質問はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○仲委員長 異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○仲委員長 異議なしということで進めてまいります。

それでは、最後に、新型コロナウイルス感染症に係る留意事項について議長から。

○三鬼議長 前回にも新型コロナウイルス感染症に係る留意事項につきましてはお話もさせていただいておりますが、本会議、それから委員会室等々の換気であるとか、従来の防止策の徹底については引き続きお願いするということと、傍聴につきましては、本会議も委員会でもコロナということがありますもので、今は氏名等を報告してもうてしておるんですけど、委員会室につきましては非常に執行部のところも狭い中でやっておるので、委員会での傍聴につきましてはワンセグであるとかユーチューブ等でも放送、放映されておるといふことがあるので、できるだけ自粛というのをお願いというか、これはお願いしかしようがないんですけど、した形でしていただきたい。

それから、市外等、県外等、出かける方につきましては、病院に行かれる方を含めてきちっと届出はさせていただいておりますが、今、こういった緊急事態宣言の中ですので、議員におかれましては、移動等をもしされた方があったら従前議会のほうにも報告していただくということを徹していただきたいと思っておりますので、あとは、またその都度その都度、一応対応させていただくということをお願いしたいと思います。

○仲委員長　ありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症に係る留意事項について議長から御説明がありました
が、このことについてもよろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○仲委員長　ということで、よろしく願いいたします。

以上で議事が全て終わりましたけど、西川委員からその他で何か。

○西川委員　この前のときも言わせてもらったんですけど、この間の行政常任委員会の資料、これ、執行部の方をお願いしたいんですけど、前もってもらえるのであれば、僕らもちょっと当日にこれ、タブレットで説明されても意見は言えません。逆に委員会の人というのは前にもらっていますよね、これが出た何日か前に。それと同じときにほかの委員にもこれは頂けないものかなと思ひまして。当日であったら答弁、ちょっと難しいので、そこのところ、ちょっと検討をお願いします。

○仲委員長　前回のときに、行政常任会の際に資料を早めにとという意見がありまして、議長のほうから努力、検討するという発言がありましたんですけど、行政のほうの執行部の事情もございしますが、何か議長から。

○三鬼議長　これまでペーパーでやっておったときには、資料というのはその日しか配付されないという議会運営の状況でしたが、タブレットになってから所管の委員長が前もって執行部と資料等をチェックした段階で前もって配付をされるような努力を努めてくれておりますので、今回も条例、予算であるとか、決算等々について従前に資料等が確認できれば。ただ、今回予算につきましては、もう既に議案と共についておりますので、大体、ほとんどの資料が。それ以上の詳細な資料等が執行部からの提案があったりとか、委員長が請求したりとかってあったら、できるだけ1日、2日でも早いような段階で配付していただくように私からも委員長のほうにもまたお願いしたいと思ひます。

○仲委員長　議長からの報告ですけど、西川委員、よろしいですか。

○西川委員　大丈夫です。

○仲委員長　以上で全て事項については終了いたしました。

議会運営委員会を閉じます。ありがとうございます。

（午前10時37分　閉会）